

“許容の適量”と“均衡感覚”

近ごろ英国では“許容社会”という言葉がしばしば論議を呼んでいるという(朝日、'69・4・9)。“許容(パーミッシブ)”とは積極的にすすめるものではない、好ましいことでないものを、現実の要請に妥協してある程度までは認めようということ、そのような方向が“許容社会”への歩みということらしい。食物の着色剤や排気ガス中の亜硫酸ガスの許容量と共通の概念で、自発的安楽死(ユータナジー)の是非も許容社会への歩みの一つとして英上院で論議され、今回は否決されたとのことである。

飛躍的な物事の進歩・発展は、しばしば固定観念化したものに対する挑戦によってかち取られるものであるから、その意味では、“許容”に適量を設け、それをモノサシとする態度は、保守的かつしばしば利己的な考え方とすべきかも知れない。しかし“許容”の方向が常に進歩的であり、真の近代化に副った歩みであり、われわれに幸せをもたらすものであることは、必ずしも期待はできない。そこに、ある種の“均衡感覚”が働かなければ、必ずや“許容”は暴走して、制御不能の怪物を生み出すことになる。狭い国土にあふれる自動車の群、大衆の福祉やレジャーに名をかりる国土の破壊、個人の生活に押し入るコマーシャルイズムなどはその産物の数例にすぎない。

さて、われわれの関係する、除草剤を含む調節物質の利用も、幾莫かは自然の摂理にそむきこれを変えるものにほかならない。“均衡感覚”に裏づけられた“許容の適量”に心しないならば、やがてはこの国土に致命傷を与えかねない。誰がネコの首に鈴をつけるのであろうか。

(農林省園芸試験場 西 貞 夫)

目 次

世界の除草剤の動向 (4)	
科学技術庁科学審議官	
農学博士 石倉秀次	2
除 草 剤 と 普 及	
前 農林省農政局普及部長	
富樫覚悟	8
芝 生 の 除 草 剤	
程ヶ谷カントリー倶楽部	
グリーンキーパー	
グリーンキーパー協会 副会長	
角田三郎	12
東北地方における除草剤普及の状況	
一岩手県編一	
岩手県立農業試験場技術部長	
千田長二	18
農林省農事試験場	
雑草防除第1研究室の紹介	
農林省農事試験場雑草防除	
第1研究室長 片岡孝義	20
英国における除草剤関係文献の紹介	
I C I 上敷領末男	22
受賞者の横顔	
井上 肇 氏	23
江副 浩 氏	23
岡田 栄 氏	23
片岸 正 氏	23
新登録除草剤一覧	
農林省農政局植物防疫課	24
昭和44年度新供試除草剤・	
生育調節剤一覧	
(財)日本植物調節剤研究協会	29